

四万十市情報発信力強化支援業務に係る仕様書

1 委託業務名

四万十市情報発信力強化支援業務

2 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

- (1) 四万十市のシティプロモーションにおけるコンセプトシートの作成支援
- (2) Instagramによる情報発信ガイドライン（職員向け）の作成
- (3) 情報発信力強化のために必要な各種研修等の開催
- (4) 四万十市が実施するインフルエンサー活用事業に係る支援

4 業務内容の詳細

- (1) 四万十市のシティプロモーションにおけるコンセプトシートの作成支援

主に若い世代をターゲットとして本市の魅力を発信するためのコンセプトシートの作成について、四万十市の産業、歴史文化、観光資源等の地域特性を踏まえるとともに、市と定期的に協議を行いながら（オンライン可）、市が行う人口減少対策や関係人口増の取り組み等も加味した戦略を提案し、支援すること。

また、戦略の中には本市の SNS における情報発信の方向性の提案についても含めること。

- (2) Instagramによる情報発信ガイドライン（職員向け）の作成

Instagramを活用しての情報発信を強化するにあたり、Instagram 初心者の職員でも記事投稿が可能な操作説明及び用語説明、SNS に関するリテラシー向上に係る内容等を含むガイドラインを作成すること。また、契約期間中に Instagram の仕様変更等、ガイドラインの内容に変更が生じる事例が発生した場合にはその内容を適宜アップデートすること。

- (3) 情報発信力強化のために必要な各種研修等の開催

本委託業務を遂行していく中で情報発信力の強化のために職員のスキルアップ等が必要となった場合には、庁内向け研修会または担当職員向けの勉強会等を対面またはオンラインにて開催すること。

- (4) 四万十市が実施するインフルエンサー活用事業（※）に係る支援

本市が実施する事業に対し、インフルエンサーを活用することのメリットやリスク、事前に必要な受け入れ体制等についてマニュアル等の作成を行うこと。また、必要に応じ、本市の魅力発信に適したインフルエンサーを提案、または本市のインフルエンサー活用事業についてインフルエンサー側に情報提供すること。

※本市が実施するインフルエンサー活用事業の概要については別添1を参照。

5 著作権の取扱い

- (1) 業務の遂行にあたり、第三者（本市及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理を行うこと。
- (2) 業務を行う上で、受託者が制作して生じた知的財産権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、本市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本市又は本市が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

6 その他

- (1) 業務内容については、企画提案書の内容を遵守すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、本市と十分に協議を行い、本市の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (3) 関係法令を遵守し、法令の趣旨に沿って業務を実施すること。
- (4) 業務上知り得た秘密について、第三者に遺漏してはならない。
- (5) 受託者は、本業務の一部又は全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、市の承認を得た上でその一部を委託することができる。
- (6) 仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、本市と受託者で協議の上決定する。

別添 1

四万十市プロモーション活動推進事業（概要）

（目的）

四万十市の認知度向上及びシティプロモーションの推進並びに関係人口の創出・拡大を目的とし、各種 SNS において日々情報発信を行っているインフルエンサーが、四万十市内での暮らしを体験しながら本市の情報を発信する場合に、来市及び滞在等に係る費用を補助するもの。

（主要要件）

- 1) 申請時点において高知県内に住所を有していない者
- 2) 申請時点において、次のいずれかの SNS アカウントで 5 万人以上のフォロワー数又はチャンネル登録者数を有しており、そのアカウントで概ね 1 週間に 1 投稿以上の更新頻度がある者
 - ア X
 - イ Instagram
 - ウ YouTube
 - エ TikTok
- 3) 申請時に満 18 歳以上である者
- 4) 四万十市滞在期間中の生活拠点を本市が用意した体験用住居におくことができる者

補助対象経費等

補助対象経費	補助上限額 (1 人あたり)	備考
1 四万十市を訪れるために要した往復旅費等及び滞在中に要した交通費等 (1) 飛行機、列車、バス、船舶、タクシーでの移動に要した費用 (2) 有料道路使用料 (3) レンタカー借上げ費用 (4) 燃料費	インフルエンサー 110,000円	申請者の居住地等からの最短ルートとしてふさわしくないと市が判断した旅程に係る交通費については対象外となることがある。 随行スタッフについては、(1)のみを対象とする。
	随行スタッフ 60,000円	
2 しまんと暮らし体験用住宅に入居する期間に要した寝具のレンタル費用	インフルエンサー 及び随行スタッフ 8,000円	
3 四万十市内においてアクティビティ等を体験するために要した費用（最大 3 つまで）	インフルエンサー 及び随行スタッフ 20,000円	補助対象となるアクティビティの種類及び体験料等については、別途定める。
4 西土佐地域においてアクティビティ等を体験するため又は随行に要した西土佐地域での宿泊費	インフルエンサー 及び随行スタッフ 10,000円	

※四万十市への滞在開始日から 7 日間分を限度とする。また、随行スタッフについては 1 人分を限度とする。